

玉川発電事務所

低濃度PCB含有機器収集運搬業務委託

07-DT-M4

仕 様 書

令和7年度

秋田県 玉川発電事務所

## 目 次

### 第 1 章 共通事項

1 総 則	P. 3
2 適用基準	P. 3
3 諸法令の遵守	P. 3
4 提出書類	P. 3
5 保 証	P. 3

### 第 2 章 委 託

1 委託概要	P. 4
2 委託場所	P. 4
3 委託内容	P. 4
4 そ の 他	P. 4

## 第1章 共通事項

### 1 総 則

- (1) この仕様書は、秋田県小和瀬発電所低濃度PCB含有機器収集運搬業務委託07-DT-M4に適用する。
- (2) この仕様書は、「秋田県委託業務共通仕様書」を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議の上決定する。

### 2 適用基準

委託業務は次の法令、規格などに基づき実施するものとするが、準拠しない場合は、別途監督職員に承諾願を提出し、承諾を得た上で実施するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (3) PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン
- (4) その他関係法令に定められた規制基準

### 3 諸法令の遵守

当該委託の業務に当たり、当該委託に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。

### 4 提出書類

提出書類については「秋田県委託業務共通仕様書」様式集及び以下による。  
ただし、これにより難しい場合は監督職員との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは監督職員の指示による。

- |                        |           |      |
|------------------------|-----------|------|
| (1) 業務計画書              | (契約後速やかに) | 1部   |
| (2) 業務打合せ・協議記録簿(様式-26) | (必要のつど)   | 1部   |
| (3) 産業廃棄物管理票(B2票)      | (提出期限以内に) | 1部   |
| (4) 作業写真               | (完了時)     | 1部   |
| (5) その他必要なもの           | (必要のつど)   | 必要部数 |

### 5 保 証

当県の資産等に何らかの損害を与えた場合であって、当県が補償を請求した場合は、無条件でこれに応じなければならない。

## 第2章 委 託

### 1 委託概要

低濃度PCB含有機器を保管場所から搬出し、指定した処分場へ運搬する。

### 2 委託場所

保管場所：玉川発電事務所 修理工場  
秋田県仙北市田沢湖田沢湖字地内

運搬先：エコシステム秋田株式会社  
秋田県大館市花岡町

### 3 委託内容

- (1) 低濃度PCB含有機器の搬出（修理工場から屋外へ）
- (2) 低濃度PCB含有機器の収集運搬及び処分場への搬入  
収集運搬物については、別紙「低濃度PCB廃棄物一覧表」を参照。

### 4 その他

- (1) 実施にあたっては、監督職員と十分な打ち合わせを行うこと。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）B2票の提出をもって運搬業務完了とするため、契約期間内に提出すること。また、産業廃棄物管理票は受託者が準備すること。
- (3) 収集運搬業務を行う過程で油漏れが発生した場合は、PCB廃棄物の処理基準に則り速やかに必要な措置を行うこと。
- (4) 運搬重量は概算であるため、処分場のトラックスケール計測値と差が生じる場合があるが、トラック台数の増加がない限り、設計変更の対象としない。

